

就学援助制度

経済的理由により就学が困難であると認められる
児童の保護者の方へ

就学援助制度とは？

田原市では、お子さんを小中学校へ就学させることが経済的な理由でお困りの方に、学用品費等の援助をしています。この制度の受給者は、各学校長と各地区の民生児童委員さんの意見等を参考に教育委員会で認定しています。なお、認定にあたっては、所得基準等の審査がありますので、あらかじめご承知おきください。

申請を希望される場合や相談がある場合は**学校**（Tel0531-45-2008）又は田原市教育委員会教育総務課（Tel0531-23-3530）までお問い合わせください。

援助を受けられる基準

田原市在住で下記に該当するご家庭

- ① 生活保護を受けている。
- ② 生活保護が停止または廃止になった。
- ③ 市民税が非課税または減免された。
- ④ 個人事業税または固定資産税が減免された。
- ⑤ 国民年金の掛金が減免された、または国民健康保険税が減免もしくは徴収猶予された。
- ⑥ 児童扶養手当が支給された。
- ⑦ 生活福祉資金の貸与を受けた。
- ⑧ 保護者が失業対策事業適格者手帳を持っている、または職業安定所登録日雇労働者である。
- ⑨ その他、経済的に困窮している。

援助の内容

ア. 学用品費等 イ. 修学旅行費 ウ. 新入学児童学用品費 エ. 学校給食費

※ 援助額は学年により異なります。

※ 生活保護の教育扶助受給者にはア・エの費目、生活扶助受給者にはウの費目が支給されません。

スクールカウンセラー

子育てにお悩みの保護者の方へ

スクールカウンセラーとは？

「スクールカウンセラー」とは、各小中学校にカウンセラーが定期的に巡回し、お子さんの生活について、心配なことやお困りのことがある場合に、保護者の方が相談をすることができる制度です。カウンセラーがお子さんの学校での様子を見た上で、お話をすることができます。

ご希望の方は、担任を通してお知らせください。カウンセラーは年間9回程度来校します。いつでも申し込むことができます。

詳しい内容がお聞きになりたい方は、学校まで連絡をお願いします。

